

第5回熊本市・城南町合併協議会会議録

日 時 平成21年3月27日(金)午後2時30分～
会 場 くまもと県民交流館パレア10F「パレアホール」
開会時間 14時30分
終了時間 16時45分

○ 出席委員等(27名)

会 長	幸 山 政 史			
副会長	八 幡 紀 雄			
委 員	舛 田 紘 一	竹 原 孝 昭	江 藤 正 行	
	上 村 恵 一	戸 内 敏	大 畷 澄 雄	
	前 田 勝	村 田 政 時	植 村 米 子	
	松 村 造酒夫	森 日 出 輝	永 島 賢 治	
	濱 崎 哲 彌	栄 田 眞 一	東 家 武 子	
	山 下 孝 司	中 島 健 士	村 上 征 吾	
	緒 方 直 明	中 山 亘	中 沢 洋 子	
	松 岡 鶴 男	岩 下 盛 起	村 山 栄 一	(代理)
	檜 山 隆 昭			

○ 欠席委員等

西 島 喜 義

○ 幹 事 (4名)

寺 本 敬 司	前 健 一		
大 澤 悟	岩 永 正		

第5回熊本市・城南町合併協議会次第

日 時：平成21年3月27日（金）午後2時30分～

場 所：県民交流館パレア10F「パレアホール」

1 開 会

2 会長挨拶 幸山政史 熊本市長

3 議 事

〔議 案〕

議案第 7号 平成20年度熊本市・城南町合併協議会の補正予算について

議案第 8号 平成21年度熊本市・城南町合併協議会の事業計画について

議案第 9号 平成21年度熊本市・城南町合併協議会の予算について

〔協 議〕

(1) 前回提案分

協議第 8号 地域自治組織等の取扱いについて

協議第20号 子ども未来関係事業について（その2）

協議第23号 都市建設関係事業について（その2）

協議第24号 教育関係事業について（その1）

(2) 今回提案分

協議第10号 一般職の職員の身分の取扱いについて

協議第16号 総務関係事業について（その1）

協議第17号 企画財政関係事業について（その2）

協議第18号 市民生活関係事業について（その2）

協議第19号 健康福祉関係事業について（その1）

協議第22号 経済振興関係事業について（その1）

協議第23号 都市建設関係事業について（その3）

協議第24号 教育関係事業について（その2）

4 そ の 他

5 閉 会 八幡紀雄 城南町長

司会

それでは、定刻となりましたので、第5回熊本市・城南町合併協議会を始めさせていただきます。皆様方にはご多忙の中、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

ここで、本日配布いたしております資料の確認をさせていただきたいと思っております。お手元に1枚もので「会次第」、「席次表及び出席者名簿」、冊子で「協議会資料」以上3種類を配布いたしております。不備等がございましたら、事務局の方へお申し出ください。ご確認ありがとうございます。それでは、お手元に配布いたしております会次第に従いまして、進めてまいりますのでよろしく願いいたします。

それでは、本協議会会長であります幸山熊本市長がご挨拶申し上げます。

幸山熊本市長

皆さん、こんにちは。それでは第5回熊本市・城南町合併協議会の開催にあたりまして一言、ご挨拶を申し上げます。本日は、年度末の大変お忙しい中にもかかわらず、また外は桜が満開でございますけれども大変お忙しい時期にもかかわらずご出席をいただきましたことに心から感謝を申し上げますし、また第5回目を迎えることになりましたが、これまで委員の皆様方のご協力によりまして順調に協議を進めさせていただいておりますことと重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

さて、本協議会、今回で5回目を迎えることになるわけでございますが、各作業部会での調整も順調に進んでいるところでございまして、協議結果につきましても着実に整いつつございます。委員皆様もご案内のとおり、この合併協議会でございますが、昨年10月に両議会のご承認をいただきまして早いもので5カ月にわたりまして協議を進めてまいったところでございます。その間、住民の皆様方に対しましては、ホームページを通じましての開催状況のお知らせでございますとか、あるいは「合併協議会だより」の全戸配布等によりましてこれまでの取り組みにつきまして報告を行ってまいったところでございます。

また、城南町さんにおかれましては、「新市基本計画」の策定にあたりまして、町民の皆様方に対して、住民アンケートによるご意見を聴取し、現在、集計作業を行っているところでございまして、その結果を十分反映したかたちで目指すべき将来像を描いてまいりたいと斯様に考えております。

今回は、年度末の開催となりますので、「平成20年度の補正予算」「平成21年度の事業計画及び予算」につきましてはご審議をいただきたい、さらに前回提案いたしました「地域自治組織」「子ども未来」「都市建設」「教育」この4項目の取扱いについてご審議をいただき、更には新たに幹事会におきまして調整が整いました「一般職の職員の身分の取扱い」「総務」「企画財政」「市民生活」など8項目の取扱いについてご提案をさせていただきたいというふうに考えております。かなりのボリュームになっておりますけれども、どうぞ皆様方のご協力を重ねてお願いを申し上げまして冒頭にあたりましてご挨拶とかえさせていただきます。どうぞよろしく願い申し上げます。

司会

それでは、これより次第3「議事」に入らせていただきます。

会議の進行につきましては協議会規約第10条第2項により、「会議の議長は会長をもって充てる」となっておりますので、これより先の進行を幸山会長にお願いいたします。

会長

それでは、規約に従いまして議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

まず、「委員の出席数について」でございますけれども、本日は西島委員から欠席の連絡をいただいております。あとにご出席ということではありますが、数名まだご到着でないようでもありますけれども、いずれにいたしましても定足数を満たしておりますので始めさせていただきますし、そのことをここにご報告を申し上げさせていただきますというふうに存じます。

次に、会議録署名委員の指名を行わせていただきます。会議録署名委員の指名につきましては、協議会運営規程第8条第2項の規定によりまして、「指名は議長が行う」となっておりますので指名をさせていただきます。本日は、熊本市側から上村委員に、それから城南町側から栄田委員兩名にお願いしたいというふうに存じます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは始めに「議案」の3項目に入らせていただきます。まず、議案第7号「平成20年度熊本市・城南町合併協議会の補正予算について」ご審議をお願いしたいというふうに存じます。それでは事務局からの説明をお願いします。

事務局

失礼して座って説明をさせていただきます。協議会資料の3頁をお願いいたします。「平成20年度 協議会補正予算」でございますが、決算見込みによる補正予算でございます。歳入歳出にそれぞれ6千円を追加いたしまして1千725万6千円とさせていただきますと存じます。

4頁をお願いいたします。歳入は預金利子の6,000円を計上させていただきますしてこれを事務費等に充当するため歳出予算として6,000円を組ませていただいております。下段に[別表2]といたしまして、繰越明許費の補正をお願いいたしております。これは新市基本計画の中で住民アンケート、及び版下作成費を入札して現在作成中でございますけれども、年度内の完了が間に合いませんでしたことから123万9千円、この額を繰り越させていただきますと思います。なお、印刷費別途として平成20年度予算150万円を予定しておりましたけれども、これは平成21年度予算に再計上させていただきますと思います。

6頁をお願いいたします。「参考」とさせていただきますが、今年度の決算見込

みでございます。一番下の段でございますけれども、不要額が792万と大きく出ました主な内訳をご説明いたします。まず、ただいま申し上げました新市基本計画でございますが、印刷まで間に合いませんでしたことからこれによる不要額が150万円、それと入札等による残が220万でございます。会議費が報酬の欄で108万円不要額が出ておりますけれども、これは当初、協議会を6回、議員専門部会を4回予算として計上させていただきましたが、日程の都合上それぞれ1回開催が出来ませんでしたことからこの不要額が出たものでございます。あわせまして協議会が終わりましたら、会長のご挨拶にございましたように、全戸配布の協議会だよりを発行しておりますけれども、これも1回出来なかったことによりまして発行が出来ておりませんので、この不要額が200万、合わせまして792万円が不要額となりましたのでこの額を繰り越させていただきたいというふうに考えております。事務局からは以上でございます。

会長

それではただいま説明のありました議案第7号につきまして、何かご意見、ご質問等がございますでしょうか。

それではご意見、ご質問等無いようでございますので原案のとおり承認ということよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

会長

ありがとうございます。それでは、議案第7号「平成20年度熊本市・城南町合併協議会の補正予算について」につきましては、原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして、議案第8号「平成21年度熊本市・城南町合併協議会の事業計画について」及び議案第9号「平成21年度熊本市・城南町合併協議会の予算について」以上2件につきましては、関連性がございますので一括のご審議をお願いしたいというふうに存じます。それでは事務局からの説明をお願いします。

事務局

同じく協議会資料7頁をお願いいたします。まず議案第8号新年度の事業計画でございますが、残されております合併協議、大きなものとして「合併の期日」と更には「合併市町村基本計画」このあたりをご審議いただく会議を月に1回を目途に開催をさせていただきたいと思っております。また議員専門部会と協議会から付託されました事項につきましては随時開催をさせていただきたいと思っております。これに伴います幹事会、作業部会等も随時開催をさせていただきたいと思っております。

次に予算の説明をさせていただきます。9頁をお願いいたします。平成21年度の予算

を1千840万円をお願いいたしたいと思っております。詳細につきましては次頁以降でご説明させていただきます。11頁をお願いいたします。歳入でございますが、まず2番目の県補助金からご説明申し上げます。前年度には上げておりませんでしたけれども、協議会には1回に限り県から150万円の補助がございます。この補助につきましては市町均等で75万円ずつをそれぞれ歳出に充当させていただきたいと思っております。預金利子も同じでございます。次の繰越金、ただいまご承認いただきました決算見込みによりまず繰越金792万円でございますが、協議会だよりに係る分につきましては世帯割で、その他に経費につきましては均等割り、それぞれ歳出予算に充当いたしましてその残った歳出額を協議会だよりは世帯割、その他の経費は均等割で算定いたしますと1番上でございますけれども、熊本市の負担金が826万8千円、城南町さんが67万2千円、計894万円となります。

次に12頁をお願いいたします。歳出予算でございますが、会議費につきましては前年度より22万1千円減額となっておりますけれども、概ね4回程度の協議会、議員専門部会等の開催を計上させていただいております。これに伴いまして協議会だより、これも予備を含めまして5回分の予算をお願いしているところでございます。事務局からは以上でございます。

会長

ただいま事務局の方から議案第8号及び第9号についての説明が終わりました。それでは両議案につきまして何かご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

(なし、との返答。)

会長

特にございませんでしょうか。それでは、無いようでございますれば原案のとおり承認ということよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

会長

ありがとうございます。それでは、議案第8号及び第9号につきましても、原案のとおり承認ということ取り扱わせていただきます。

続きまして、「協議」に入らせていただきます。本日の協議は、協議会次第にありますように前回提案をさせていただきました「地域自治組織等の取扱い」ほか4項目につきましてお諮りいたしますのでよろしくお願いを申し上げます。また、前回提案の項目につきましては、前回にご説明をいたしておりますので、簡単な説明を行いましたのち、承認につ

いてお諮りしたいというふうに考えております。

それでは、協議第8号「地域自治組織等の取扱いについて」につきまして、事務局からの説明をお願いします。

事務局

協議資料17頁をお願いいたします。地域自治組織等の取扱いにつきまして「合併時に城南町の区域に「合併特例区」を設置する。」「名称は、城南町とする。」「設置期間は、合併の日から5年間とする。」以上でございます。

会長

それでは、協議第8号につきまして、何かご意見、ご質問等があれば伺ってまいります。が、いかがでございましょうか。

(なし、との返答。)

会長

ありませんということですが、特にご意見ございませんでしょうか。

それでは無いようであれば協議第8号につきましては、原案のとおり承認ということよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

会長

ありがとうございます。それでは協議第8号「地域自治組織等の取扱いについて」につきましては原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして、協議第20号「子ども未来関係事業について(その2)」につきましてご審議をお願いします。事務局からの説明をお願いします。

事務局

29頁をお願いいたします。子ども未来関係事業といたしまして前回2件提案をいたしております。1点目が乳幼児医療費助成でございまして、自己負担に関する制度、城南町さんでは自己負担はございませんが、この制度は「5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。ただし、支給方法は、合併時に熊本市の例(現物給付と償還払いの併用)に統一する。」とさせていただきます。

保育園の保育料につきましては「5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。」とさせていただきます。以上でございます。

会長

ただいま説明のありました協議第20号につきまして、何かご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

(なし、との返答。)

会長

ありませんということよろしいでしょうか。

ご意見無いようでありますれば協議第20号につきましても原案のとおり承認ということよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

会長

ありがとうございます。それでは、協議第20号「子ども未来関係事業について(その2)」につきましても原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして、協議第23号「都市建設関係事業について(その2)」につきましてご審議をお願いいたします。それでは事務局からの説明をお願いします。

事務局

恐れ入ります。ミスプリントがございましたのでただいま修正案を配っておりますのでそちらでご説明させていただきます。申し訳ございませんでした。

会長

訂正があるということでございますので今配布いたしておりますのでしばらくお待ちください。

事務局

申し訳ございません。37頁の修正、ただいまお手元に届いたかと思えますけれども、都市建設関係事業でございます。前回4件ご提案申し上げます。

会長

まだ行っていませんでした。ページ数で言いますと、37、38頁。それから43、44頁以上2枚行き渡っているかと思いますが、委員の皆様、全て行き渡ったのでしょうか。それでは行き渡ったようでありますので事務局の方からお願いいたします。

事務局

大変失礼いたしました。それではご説明申し上げます。都市建設関係事業といたしまして前回4件ご提案申し上げております。まず1番でございますが、「市道の整備（幹線及び集落間道路）については、熊本市の例に統一する。城南町で整備中の路線は、幹線道路整備プログラムに取り入れる。」ということとさせていただきます。

2番の土地区画整理事業関係の補助金の取扱いにつきましては、前回ご提案申し上げましたところ、もっと新市の支援がわかるような表現にしてほしいというようなご要望がございまして現在事務局で調整中でございますので継続審議という形にさせていただけたらというふうに考えております。

3番の下水道計画でございますが、これは城南町議会の方から数値目標を入れてほしいというようなご要望がございまして、見え消しで修正をさせていただきます。見え消し部分が前回提案分でございますので今回ご提案申し上げますのは下の2行でございます。「下水道事業については、平成21年度に城南町で策定する汚水計画に基づき、合併後10年程度の完了予定で整備を進める。」という調整方針でこの場で改めて提案をさせていただきます。

4番の下水道使用料は前回と同様でございます。事務局からは以上でございます。

会長

協議第23号について説明は終わりましたが、2つ目については継続審議というような事務局からの提案が上がっておりますので1、4の方で何かご意見、ご質問等あれば伺ってまいりたいと思いますが、いかがでございでしょうか。特にございませんでしょうか。

事務局、どうぞ。

事務局

ここでご承認いただきたいのは1と3と4でございます。

会長

失礼しました。1、3、4ですね。3も含めまして改めてご質問ありませんでしょうか。特にありませんでしょうか。

それではご意見、ご質問等無いようでありますれば協議第23号の1と3と4につきましては原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

会長

ありがとうございます。それでは、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、協議第24号「教育関係事業について（その1）」についてのご審議をお願いします。それでは事務局からの説明をお願いします。

事務局

47頁をお願いいたします。教育関係でございますが、2件を合併特例区の事業として計上させていただきたいと思っておりますので、前回の提案から取り下げまして次回提案で改めて体育協会と文化協会、これのあり方につきましては再提案をさせていただきたいと思っておりますので取り下げをお願いしたいと思っております。以下の事業は修正は入っておりません。「熊本市の例に統一する」としておりますのが、「通学区域（高等学校）」「各種大会（出場）補助金」「人権教育（子どもフォーラムを含む）」

2番で「就学支援のうち、特別支援教育支援員配置については、5年間現行のとおり継続し、その後、熊本市の例に統一する。修学旅行特別支援については、熊本市の例に統一する。」

以下記載のとおりでございます。前回説明と変わっておりませんので詳細のご説明は省略させていただきます。47頁48頁のとおりでございます。

会長

ただいま事務局から説明が終わりました協議第24号につきましては、先ほど合併特例区につきましてご承認を頂きましたのでそこでの事業を想定しているものを除いた上でのお諮りをしたいということでございますが、ただいまの説明につきまして何かご意見、ご質問はございませんか。47、48と2頁にまたがっております。いかがでしょうか。

それではご意見、ご質問無いようでありますれば、協議第24号につきましては一部を除きまして原案のとおりということによろしいでしょうか。

（異議なしの声）

会長

ありがとうございます。それでは、協議第24号につきましてはそのように扱わせていただきます。

それでは続きまして「今回提案」の協議項目に入らせていただきます。

今回の提案でございますが、協議第10号から協議第24号までの8項目についてお諮りをさせていただきます。今日は、これまで同様、委員の皆様にご説明を行いましたうえで、次回の第6回協議会で承認の是非のお諮りをお願いしたいというふうに考えております。

それでは、協議第10号「一般職の職員の身分の取扱いについて」の方から事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

協議会資料71頁をお願いいたします。今回提案分でございますが、まず「一般職の職員の身分については、合併時に在職する城南町の一般職の職員（教育長を除く）は、市町村の合併の特例等に関する法律第12条により、すべて新市の職員として引き継ぐ。職員関係の制度については、熊本市の制度に統合する。職員の職位、給与等の処遇については、公正に取り扱うものとし、人事管理、給与の適正化の観点から調整し、合併時に統一を図る。」という調整方針にさせていただきます。

恐れ入ります、74頁をお開きいただきたいと思います。熊本市と城南町の比較をそれぞれ記載させていただいておりますが、熊本市の場合、職員数が6,155人、城南町さんは135人でございます。内訳につきましては、行政職以下記載のとおりでございます。平均年齢は、熊本市が43歳、城南町さんが42歳6か月。平均給与が熊本市が35万3千円、城南町さんが32万7,600円となっております。また給与の取扱いでございますが、熊本市は局長制を引いておりますのでここに記載してありますように1級から8級の給与表を使っております。城南町さんは75頁でございますが、6級制を引かれておりまして課長が一番上の6級という形になっております。従いまして、合併いたしますとそれぞれの職員に合わせたところで給与表を公平に調整させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

会長

それでは、ただいま事務局から説明のありました協議第10号につきまして何かご意見、ご質問あれば伺って参りますが、いかがでしょうか。職員の身分の取扱いについてということでございますが、特にございませんでしょうか。

それでは、ご意見無いようでございますので次の協議項目に移ってもよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

会長

それでは、次に移らせていただきます。

続きまして、協議第16号「総務関係事業について（その1）」につきまして、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

資料の77頁をお願いいたします。総務関係事業（その1）で5件ご提案を申し上げます。まず1番の組織でございますけれども、「合併時に熊本市の機構に統一し、組織の再編、見直しを行う。城南町については、区域を所管する総合支所を設置し、住民サービスの低下

をきたすことがないよう適切な措置を講ずる。」というふうにさせていただいております。

恐れ入ります。83頁をお願いいたしたいと思います。横になって恐縮でございますが、現在城南町さんは総務課を含め10課体制で組織を運営されておりますが、総合支所の場合、6課1室、この記載のような組織に再編したいというふうに考えております。なお、※で書いてありますように、「上下水道部門については、営業所として設置の予定」としてしております。

恐れ入ります、84頁をお願いいたします。これが昨年10月6日に合併いたしました富合総合支所の組織図とその配置人員でございます。左側が合併前の富合町役場の組織でございます。86名の職員がいらっしゃいました。合併後には右のように総合支所の本体につきましては先ほど言いましたような6課1室体制、これにただいま申し上げました水道局の営業所、さらには出先機関として老人ホーム等々合わせまして71名の職員を今富合総合支所に配置しているところでございます。当然合併いたしますと財政部門でございますとか、企画部門、あるいは会計室、あるいは議会事務局というようなところの人員につきましては必要がなくなりますことから、住民サービスに支障がきたさないように71名の体制を取っているところでございまして、城南町との合併が成立いたしましたならば同じような組織を作っていきたいというふうに考えております。

続きまして、非常備消防でございます。消防団は「熊本市の例に統一する。」とさせていただいております。85頁でございます。イメージといたしましては、86頁をお願いいたしたいと思います。これはあくまでも小学校区に1つの分団を作った場合を想定して作っておりますが、現在の城南町の消防団につきましては、一つの方面隊となった場合には現在の団長さんが熊本市消防団の副団長さん、副団長さん2名いらっしゃいますので2名が分団長さんに。また分団長さんは6名いらっしゃいますのでこの記載のような形になろうかと思っております。ただ、分団が増えますと当然分団長さんは横滑りというような形になろうかと思っております。副分団長さんは部長という形になろうかと思っております。以下班長さん、団員さんは同様に熊本市の制度に横滑りするというようなイメージになろうかと思っております。

続きまして、消防団の運営交付金でございますが、「熊本市の例に統一する。」というふうにさせていただいております。ただし、婦人防火クラブ、城南町さんだけにある組織で熊本市には無い制度でございますけれども、「婦人防火クラブに対する助成は、5年間現行のとおり継続する。」というふうにさせていただいております。

続きまして、88頁をお願いいたします。非常消防団に対する補助金でございますが、これは熊本市の制度の方が有利でございますので、「熊本市の例に統一する。」というふうにさせていただいております。

89頁でございます。消防水利施設防火水槽の整備でございますが、これは「城南町が現在策定中の「消防水利施設整備計画」を踏まえ、新市が引き継ぐ。」ということにさせていただいております。

続きまして90頁をお願いいたします。防災無線につきましては、両市町にそれぞれの相違が無いことから「熊本市の例に統一する。」とさせていただいております。

最後に選挙の投票区でございます。92頁をお願いいたします。調整方針といたしましては、「城南町の投票区の区割りについては、当分の間現状のとおりとし、その後の取扱いについては、新市において見直しを検討するものとする。」というふうにさせていただいております。現在、熊本市は93頁に記載しておりますように247の投票区を持っておりまして平均しますと4,000人ぐらいの人口に1つというようなイメージになるかと思えます。一方、城南町さんは、94頁でございます。8投票区に分けて現在投票所を開設させていただいておりますが。

失礼しました、熊本市は126投票区でございました。城南町さんは8投票区でございます。「当分の間現状のとおりとし、その後の取扱いについては、新市において見直しを検討するものとする。」とさせていただいております。総務関係は以上でございます。

会長

ただいま、事務局から説明がありました協議第16号につきまして、ご意見、ご質問等あれば伺ってまいります。いかがでございましょうか。

それでは、無いようでありますれば次に移ってもよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

会長

それでは次に移らせていただきます。

続きまして、協議第17号「企画財政関係事業について(その2)」につきまして、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

企画財政関係でございます。個票でご説明させていただきます。97頁をお願いいたします。調整方針といたしまして広報紙については、「製作・発行は熊本市の例に統一する。」とさせていただいております。以上でございます。

会長

ただいま、説明がありました協議第17号につきまして、何かご意見、ご質問ありませんでしょうか。

松岡委員さん、お願いいたします。

松岡委員

一つだけお尋ねをします。城南は広報紙というのはもちろんありますけれども、例えば熊本市も広報紙ありますよね。合併した時に城南町の従来のあれだけの冊数で出してくれとは言いませんが、城南町のページと言いますか、そこら辺を広報紙の中に城南町のコーナーが掲載されるのかどうか。何故聞くかといいますと、日刊紙あたりも全国番は気になりますけれども、どうしてもローカルのニュースも気になるものなんですよ。だから是非城南のページを作ってほしいと思います。以上です。

会長

今のお尋ねについては担当課の広報課の方からお願いします。

事務局（熊本市 広報課）

熊本市の広報課です。今の件でございますが、富合の例で言いますと、今、合併特例区で広報紙を作っておられまして、そちらの方でカバーをしているという状況でございます。全体的には市全体に広報すべきこと、今では定額給付金でありますとか総合計画の話でありますとか全体的には1本にしたいというふうに思っています。何かがあれば、城南町の特集を組むとかということも出てくるかというふうに考えております。

会長

特例区だよりの方でカバーしていくというようなことでしたけれども、事務局から何かありますか。

事務局

ただいまありました特例区の協議会だよりも市政だよりと同じく月1回発行されております。全戸配布しております。そこでカバーさせていただけたらと思っております。

会長

いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。
他に何かご意見、ご質問ありませんでしょうか。
無いようであれば次に移ってもよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

会長

それでは次に移らせていただきます。
続きまして、協議第18号「市民生活関係事業について（その2）」につきまして、事務

局からの説明をお願いします。

事務局

市民生活部会関係でございます。個票の方で説明させていただきます。3点でございます。まず、102頁をお願いいたします。1点目の自主文化事業でございます。これは熊本市も城南町さんも同じようにそれぞれ熊本市で言いますと市民会館、城南町さんで言えば火の君総合文化センター等を活用いたしまして、市民参画によります文化事業を実施されておりまして、これは「熊本市の例に統一する。」とさせていただきます。

続きまして、行政広報施設の補助金でございますが、「城南町が町内自治会制度に移行するまでは現行のとおり継続し、その後熊本市の制度に統一する。ただし、マイク施設補助は、新市において協議・検討する。」とさせていただきます。

最後の104頁でございます。行政区・区長組織等でございますが、「城南町の合併特例区設置期間の年度内を限度として現行を維持するものとし、その後熊本市の例に統一する。」というふうにさせていただきます。この年度内と申しますのは、合併特例区はきちっと5年間で終わるような制度でございます。それから3月31日までの年度内に限りましてその現行制度を維持するというような調整方針にさせていただきます。以上でございます。

会長

ただいま、事務局から説明がありました協議第18号について、何かありますでしょうか。

松岡委員さん、どうぞ。

松岡委員

102頁なんですけれども、自主文化事業について「熊本市に統一する」で良いんですけれども、熊本市市民会館が今ネーミングライツで崇城大学市民ホールに代わりましたね。これは別の会議で詳しく勉強された方がおっしゃってネーミングライツはあまり儲かっていないようだという話も聞きましたし、そのネーミングライツを導入された時のいきさつは僕は詳しい事は解りませんが、ただ火の君総合文化センターでも文化事業については僕たち中心的な拠点として扱っていますし、文化事業としては正直に申し上げましてネーミングライツは非常に考えてほしいと。文化事業に係わる人はみんなそう言っているんです。ですから、あえて熊本市市民会館の事は申し上げませんが、火の君総合文化センターについては、ネーミングライツは絶対にしないでほしいというご要望をしておきたいのですが、ご回答いただきたいと思っております。

会長

それでは担当課の方からお願いします。

事務局（熊本市 文化国際課）

文化国際課でございます。現在、熊本市にある6ホール、市民会館を除きまして子ども文化会館とかございますが、現在、市民会館だけをネーミングライツということで進めているところでございます。ですから、他の会館と同一の状態です。ネーミングライツにつきましては検討していくということになるかと思っておりますので今のご要望の方を踏まえた上で検討ということで進めさせていただきたいと思っております。

会長

よろしいでしょうか。

どうぞ、松岡委員さん。

松岡委員

わかりました。ネーミングライツはご要望というよりもこれは城南町民の方皆そうおっしゃっておりますし、是非ネーミングライツはしないという方向でご検討いただければと思います。

それからもう1点は、僕が非常に感心して熊本市はすごいことをやっているなと思えました。というのは、ネットで調べたんですけども、熊本市の自治基本条例（案）の解説書を手に入れたんですけども、全部素晴らしいです。読ませていただきました。そして、僕が一番気に入ったのが「第3章 参画及び共同によるまちづくり」その第1節の第8条「青少年・子どもの参画」第8条の中で「青少年、子ども（未成年者の市民を言います）」以下同じですが、「その青少年とか子どもは個人として尊重されまちづくりに参画する権利を有する。」第2項目に「市民、市議会及び市の執行機関等は青少年、子どもがまちづくりに参画するための環境づくりに努めます。」という案が出来ているんですよ。これに書いてあるように、まちづくりの原点は人づくりだと素晴らしいことだと思います。だから新市基本計画の中にも城南町をどうやって作っていくのか、新市基本計画の中で熊本市と一緒にまちづくりに取り組んでいきたいという気持ちはもう大きくなっているわけです。そのぐらい人づくりに視点を置いた方がいいのではないかとということでこの102頁のところでは具体的には事業概要のところを見ますと、これが反映しているのかわかりませんが、かなり取り組んでおられるのかなというのを感じました。例えば熊本市の文化事業協会の負担金を見ましても平成18年4月から設立されていますし、ちゃんと予算付けもされております。ですから、そういうところでこれは意見で結構ですので城南町にもこういう素晴らしい制度と言いますか、そういうものを導入してほしいと。これは私の率直な感想でございます。よろしくお願いします。

会長

それではご意見ということで承らせていただきますが、ただいまのご紹介のございました自治基本条例案でございますが、おそらくそれは結果的に審議未了ということで、今改めて検討委員会を作りましてその中で市民の代表の方、それから議会の代表の方、それから私共行政、それから学識の方入っていただきまして自治基本条例の素案づくりと言いますか、を進めているところでございまして、今月の30日にまた会議が行われると。その中で一定の取りまとめはされるであろうというふうに伺っているところでございまして、それを一つのベースとしながら改めて今条例づくりについてそういう形で検討を進めているということでございますのでご理解を頂ければというふうに思います。ただいまのご意見につきましては確かに承らせていただきました。

どうぞ他に何かありますればお願いいたします。他はございませんでしょうか。

次に移ってもよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

会長

それでは、次に移らせていただきます。続きまして、協議第19号「健康福祉関係事業について(その1)」につきまして、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

107頁をお願いいたします。健康福祉関係事業につきましては、107頁から108頁まで9件ご提案申し上げたいと思います。詳細については個票の方でご説明申し上げます。

113頁をお願いします。国保料(税)率等でございますが、「国保料(税)率については、合併年度の次年度から5年間の負担調整期間を設け、段階的に熊本市の水準に近づけることとする。賦課徴収方式については、合併年度の次年度から熊本市の例に統一する。」とさせていただきます。現段階で標準世帯の場合、熊本市の国保料の方が年間3万円ほど高こうございますのでこれを段階的に熊本市の水準に近づけるという調整方針となっております。

114頁をお願いいたします。介護保険料でございます。基準額の欄を見ていただきたいと思いますけれども、平成21年度のそれぞれ改正をいたしまして同額でございます。ただし、介護保険料は保険事業計画年度がございまして調整方針といたしましては「第4期介護保険事業計画(平成21年度～23年度)期間中は、それぞれの第4期の保険料額とし、第5期介護保険事業計画(平成24年度～26年度)から熊本市の例に統一する。」という調整にさせていただきます。

続きまして115頁をお願いいたします。骨粗しょう・前立腺がん・腹部超音波検診。熊本市に無い城南独自の検診制度でございます。これにつきましては「5年間現行のとおり継続し、その後の取り扱いについては新市において協議・検討する。」という調整にさ

せていただいております。

116頁をお願いいたします。熊本市優待証、いわゆるさくらカードでございます。これは新市の事業として城南町にも適用するという調整にさせていただいております。

続きまして、戦没者追悼式でございます。「熊本市の例に統一する。ただし、城南町遺族会補助金については、5年間現行のとおり継続する。」とさせていただいております。

続きまして、118頁お願いします。身体障がい者自立支援事業でございます。調整方針といたしましては、「熊本市の例に統一する。ただし、障がい者福祉協議会運営費補助金については5年間現行のとおり継続する。」という調整にさせていただいております。

119頁をお願いします。地域生活支援事業でございます。「熊本市の例に統一する。ただし、移動支援事業における放課後預り利用時の送迎については、5年間現行のとおり継続する。」とさせていただいております。

続きまして、122頁でございます。高齢者福祉券交付事業。これは城南町さん独自の制度でございます。「5年間現行のとおり継続する。」という調整方針とさせていただいております。

続きまして、簡易水道組織・補助金でございます。これも城南町さん独自の制度でございます。城南町には記載のとおり18の簡易水道施設等につきまして助成を行われておりますのが、調整方針といたしましては「合併までに県の認可を受けている組合については、公営水道が普及するまでの間補助対象とする。」とさせていただいております。健康福祉関係事業は以上でございます。

会長

ただいま、事務局から説明がありました協議第19号につきまして、ご意見、ご質問を伺ってまいります。いかがでございましょうか。

松岡委員さん、どうぞ。

松岡委員

116頁の熊本市優待証、さくらカードについての質問を2、3させてください。高齢者の場合、運賃が2割負担になるということになっておりますが、以前は確か無料だったというふうに僕の記憶はあります。その制度の改正時期問題、あるいは内容等の説明をお願いしたい。これが1点です。

もう1点は、嘉島町は当然熊本市との合併がありませんのでもし城南が熊本市と合併した場合に嘉島町は市外になるわけですね。そういった場合にお出かけ乗車券というのは利用できない状況にあると思います。従いまして、実際にバスを使う人が非常にこのお出かけ乗車券の問題に絡んで支払いをどうすればいいのか、具体的に説明を頂きたいというふうに思います。

もう1点は、嘉島町区間の料金の問題でバス業者と協議しながら、できればお出かけ乗

車券が利用出来るようなシステムに出来ないのかどうか。この3点を質問したいと思いません。

会長

それでは熊本市優待証について3点ご質問がありましたが、それでは担当課の方からお願いします。

事務局（熊本市 地域保健福祉課）

地域保健福祉課でございます。3点のご質問でございますので1点ずつお答えしたいと思います。まず、さくらカードの負担金の経緯でございますけれども、平成8年にさくらカードは導入されまして、その当時はおっしゃるようにご本人の負担は無料でございます。その後、事業者側、あるいは市民の方から対象者も増える中で、そういったご本人の負担というものを取り入れなくていいのかというようなご意見も頂きまして、平成14年の2月にプロジェクトチームが設置されましてその中でいろいろ検討されていく中で、平成15年の6月には利用の状況調査等も行いまして、その結果として平成16年度からご本人の負担をいただくプリペイドカードを利用した制度ということになりまして、高齢者の方は2割、障がい者の方は1割というご負担をいただく中でこの制度を続けていくという形で現在に至っております。

2つ目のご質問ですけれども、城南町が市内になった場合の嘉島町、飛地の区間になるわけですが、その利用の仕方についてですが、一番簡単な形でよろしいでしょうか。まず、例えば城南町の城南バス営業所で乗車されましてお出かけ乗車券、プリペイドカードですけれども、それを挿入していただきまして、城南町の一番端の千町というところで降りられる時にさくらカードを提示すると同時にお出かけ乗車券を通していただいて、そこで今度は市外に入りますのでその時点で現金の場合は整理券、ツーユーカードをお持ちでしたらツーユーカードを通していただいて再度お乗りいただいて、例えばクリアでお降りになる場合はそこからの市外の運賃を現金かツーユーカードでお支払いいただくこととなります。それを通して今度は今の熊本市内に入ってこられる場合は、同じことを再度していただいて熊本市内に入っていただくということで、非常にお手数をお掛けする、現在のやり方では皆様にお手数をお掛けする形になります。

最後のご質問ですけれども、現在昨年からですけれども、バス事業者の方とそういった飛地のことについて協議を続けておりまして、その中で十分に皆様にご不便が無いような形で検討してまいりたいと考えております。

会長

今説明のありました3点目、そういう不自由をおかけしないような方向で協議をさせてもらっているということがポイントだったかなと思いますけれども。

松岡委員さん、どうぞ。

松岡委員

今の説明わかるんですけども、説明は理解できるんです。ただ、実際これを見ますと対象者が70歳以上の高齢者なんです。それから身体障がい者、知的障がい者、それから精神的な障がい者を含めて1割負担でのいわゆるさくらカードの利用となるのですけれども、ただこれを実際運用していく場合に、例えばおっしゃるように城南町営業所から千町のところで一旦精算しなければいけないのですよね。だから要するに、お出かけ乗車券を使ってそして一旦千町のところで精算をするのですよね。その後また同じく今度は市外に入るわけですから嘉島に入る区間の操作と言いますか、バスを使う人が今度は整理券を取るか、あるいはツーユーカードを使ってまたそこを抜けていくということなんです。同じバスの中で前に行ったり後ろに行ったり大変な作業になると思います。それから今度は城南町から熊本市内に行った場合は中瀬だと思えます。その場合130円が区間の料金だと思います。そうした場合に、今度は一旦そこで今度はまた130円支払うかツーユーカードで精算するかしなければなりませんよね。そうするとそれと同時に城南営業所から乗る作業をもう1回繰り返さなければいけないのですよね。そういった時に非常にこれは不便なんです。ですから、そこら辺の整理整頓じゃないですけども、高齢者が対象だし、また障がい者が対象になってくるわけですので、さくらカードがこれだけ利用者にとってのある意味の価値というのはあるわけですから、出来ればそれがすんなり使えるようなシステムには出来ないのかどうか。それから、具体的に言うとそのさくらカードを使って城南町の人が云々という経験もございませんし、その実態実績は無いわけですけども、例えばその試用期間と言いますか、1年間ぐらい乗降の状況を見ながらそのあたりを調査しながら具体的にはどういう数字が出てくるのか。利用者がどのくらいいて金額的にはどうなるのかというものも出てくると思うんです。利用者の料金負担とか市が負担する金額等も大まかな概数が見えてこないかなということで1年間乗降の状況をお調べになってその上で例えばもう一つは嘉島の区間、市外になるのですけれども、出来ればそのお出かけ乗車券が使いやすくなるようなシステム変更するということは考えられないのかどうか、そのあたりを是非是非お考えいただきたいというように思うのですけれども、いかがでしょうか。

会長

再度お尋ねがありましたけれども、それではもう一度担当課の方からお願いします。

事務局（熊本市 地域保健福祉課）

現状ではおっしゃるとおり非常に煩雑な形になりますので、そこは十分に事業者の方と今いくつかの案を出してご利用される方にとって一番使いやすいような形での結論を出し

ていきたいと考えておりますし、あと4月以降にさくらカードについての実態調査の方も予算として取っております、その中で新しく合併先にあたる場所もご利用の状況等を調査させていただくことになるかと思っておりますので、そういったところも踏まえましてきちんとした形で皆さんにご利用しやすいような形に持っていきたいと考えております。

会長

今ご意見いただいたような方向でバス会社と協議、調整を行っていきたいというようなお答えだったかと思っております。よろしいでしょうか。

どうぞ他に何かありますればお願いいたします。

どうぞ、東家委員さんお願いいたします。

東家委員

115頁の「女性健康サポート事業」について教えていただきたいということです。

会長

それでは「女性健康サポート事業」についての説明をとということではありますが、お願いします。

事務局（熊本市 健康づくり推進室）

熊本市の健康づくり推進室でございます。今お尋ねの「女性健康サポート事業」につきましては、29歳の女性を対象にしまして健康診査とそれに基づく保健指導をやっております。健康診査の内容としましては、今年度から始まりました40歳以上の特定検診にほぼ準ずるような項目でやっておりまして、それ以外に骨粗しょう症の検診、それから歯科の検診等を行っております。その結果に基づきました個別の食生活に関する指導、それから運動指導、そういったものを行っております事業でございます。

会長

いかがでしょうか。

どうぞ。

東家委員

ありがとうございました。

次に119頁の「地域生活支援事業」についてお尋ねしたいのですが、調整方針では「移動支援事業における放課後預り利用時の送迎については、5年間現行のとおり継続する。」というふうにあります。これは城南町だけが行っているというわけではないのでしょうか。養護学校等に児童さんを施設まで迎えに行くというような放課後預かる制度な

んですが、この事業は保護者にとってとても助かる事業でございまして熊本市においての移動支援事業はどのようなものか、その内容をお聞かせいただきたいと思います。

会長

それでは熊本市の移動支援事業について。どうぞ、お願いします。

事務局（熊本市 障害保健福祉課）

障害保健福祉課でございます。お尋ねの地域生活支援事業の移動支援事業につきましては、地域生活支援事業というのは各市町村で実施をしております。ですから、国の制度に基づきました障害者福祉サービスとは別の制度になりますけれども、本市におきまして移動支援という場合は視覚障がいの方、また知的、精神的な障がいをお持ちの方が社会参加をされる場合、一般的に言いますとガイドヘルパーという形でその移動に危険が無いような形でガイドヘルパーがその目的地までお連れするというようなことを熊本市では移動支援というふうに言っております。

会長

いかがでしょうか。

東家委員

城南町の場合は、放課後預かりの利用の送迎、短期入所利用時の送迎の支援を行うという文言が入っていて、これは障がい児を持ったお父さん、お母さん、保護者の方たちが本当に働く場、働く意欲を持って社会参加をするというようなこれはとても障がい者を持っているところの家庭には欠かせない大事な事業だろうと思います。私も養護学校等にちょくちょく出入りした中でやはり働けない、時間に迎えに行かなんのでは本当の仕事らしい仕事は出来ないと本当に悩みです。ですから、良ければこの項目を熊本市に入れてもらえないならば期間を延長するか何かほかの事業を考えていただきたいと思います。

会長

東家委員さんの方から再度ご提案がありましたけれども、担当課の方からお願いします。

事務局（熊本市 障害保健福祉課）

移動支援というのが各市町村でそれぞれ実施しているものですからそのメニューによって違いがございます。熊本市としては先ほど説明しましたとおり視覚障がいや知的障がい、精神障がいをお持ちの方々に対してのガイドヘルプといった形で考えております。今後そういう方法は無いかいろいろと研究をさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

会長

今後研究ということでございますが、いかがでしょうか。

東家委員

これは熊本市内の障がい者をもった家庭の方たちも合併する時に城南にあって熊本市に無いからどうしてもこれは実現させてほしいという本当に弱い立場の人達の切なる願いです。是非よろしくお願いします。

会長

先ほど担当課の方から研究ということがございましたので、しっかり今のご意見を踏まえまして私共の中で今後の研究等をさせていただきたいというふうに思います。

どうぞ、岩下委員さん。

岩下委員

123頁「簡易水道組織・補助金」についてですけれども、これは熊本市、城南町の中での作業部会で調整をされての結果だと思えますけれども、この調整方針の中で気になるのが「合併までに」ということで期限が切っておりますよね。今現在認可を取得していないところが11組合あるということで今まで町そのもの、それから県も若干関係あるのでしょうかけれども、そういうところが今まで認可に対して放っておいたというのが一番の原因ですから責任の転嫁は出来ないんですけれども、今現在城南町の水道課の方で各組合に対しまして説得と言いますか、この推進をやっております。しかしながら、なかなか簡単にはいかないという具合に思っているんですけれども、これで合併までにとりましますと期間的には1年を切るという形になりますよね。その中で果たしてこれが100%出来るのか。出来なかった場合には、結局組合の方、あるいは組合員の方に非常にご迷惑をかけるわけです。ですから、この辺については当然期限を区切らないと出来ないということではあると思うんですけれども、完全にこれで区切ってしまうとこれがもし合併までに出来なかった場合にはどうなるか、この辺も考えておかないとですね。城南町の杉上、隈庄、豊田3地区ありますけれども、その全地区にまたがっている地区でもありますし、以前の前段での簡易水道組合の事についても継続審議になっているということでこの合併に関して上水道事業というのは非常に大きなウェートを占めております。ですから、そういったことでこの辺はもうちょっと考えて対応をしておかないと、合併までにということで完全に区切りをしますとあとあと問題が出てくるのではないかとこの心配をしております。ということで、これについては再度作業部会の方でも検討いただきたいと思いますと思っております。ここに決算の金額が書いてありまして、平成17年度1,800万、平成18年度2,100万、平成19年度は何故か知らないけれども、100万しかかかっておりませんが、平成20年度の記載はされておりましたが、かなり各水道組合とも古くなっておりますの

で、機械その他もですね。そういった意味で大きな故障も起こる可能性もありますのでこの辺は再検討出来ればお願いしたいと思っております。以上です。

会長

ただいまの簡易水道に対するご意見については城南町さんの方からお答えをお願いします。

事務局（城南町 上下水道課）

城南町の上下水道課ですけれども、今岩下委員さんからご指摘がありましたように本町におきましては18の組合があるわけですけれども、ご承知のように2組合しか認可を受けておりません。従いまして、先ほど話がありましたように今私たちはそれぞれの地区において認可取得に向けて今取り組みをしているわけですけれども、実態としてはなかなか難しいような状況であります。しかし、この組合を今後公営化に持っていくためにおきましては、補助の絡みもありまして、あと未普及地区等も含めて今後進めていくためにはやはり平成22年度まで提出という問題もありましてここ1年間ぐらいで公営化なり、認可を取り付けなければいけないということで頑張っているところではございますけれども、その補助につきまして本町につきましては今現在6割の補助をやっているわけですけれども、熊本市さんにおきましてはこういう無認可の組合は無いということで補助の対応が無いという段階でもありましたので現段階においてはこのような調整内容ということになっているところでございます。以上でございます。

会長

どうぞ、岩下委員さん。

岩下委員

私も今現在、簡易水道組合の組合長をやっておりますので今現在の町の対応については十分存じております。町が一生懸命やっていることもわかっていますし、ある程度背水の陣でやられて調整されたのかなと思っております。しかしながら、そうは言っても100%出来る可能性があるかなというそういう心配をしているわけです。ですから、これに関しては市の方からでも県の方からでもいろんな面でのご助言とか、こういった形でやったらいいのかそういったものがもし出来ればお願いしたいということですね。事務局の方の顔を見ていたら難しそうな顔をされたけれども、出来れば協力してほしいということです。

事務局（城南町）

それでは事務局の方からお答えいたします。委員指摘の通り、現在組合を回りまして認可の取得、いわゆる認可を取得していただけるのであれば町の方で費用を負担して認可を

取りましょうというようなお話をさせていただいております。しかしながら、原課の課長からありましたように加入金の問題、あるいは使用料の問題、そういった点を絡めまして今組合さんの同意がなかなか取れないような状況でございます。そういうことも踏まえながらではありますけれども、基本的には水道というのは認可を取らなければならないという制度になっております。それを現在組合で行っておられます分を町営、あるいは公営、さらに合併した場合には上水道事業へ移行するためにはどうしても認可を取ることが必要になります。時期的は期間が短いというネックはございますけれども、原課と手を合わせながら今後更に協議を深めていきたいという中でこの調整方針でございますので、この場でこれを修正するという約束は出来ませんが、町の中では検討委員会、更には議会の特別委員会等ございます。そういった機関の協議を踏まえる段階において修正が可能であれば修正を念頭におきながら十分原課と協議を進めていきたいと思っておりますので、本日の提案はこの調整方針ということになっていることをご理解いただきたいと思います。

会長

岩下委員さん、どうぞ。

岩下委員

私は城南町の者ですから十分その辺の状況は私も理解をしております。ですから、とにかくなんとかしなくてはならないということだとは思ったんですけども、これは城南町で解決しなければいけないことですからこの合併協議の中で市の方や県の方に言うのもどうかと思ったけれども、ちょっとそういう心配があったからちょっと質問をさせていただいたということでございますのでよろしく願います。

会長

事務局の方からどうぞ。

事務局

事務局でございます。城南町の事とは申せ、合併協議から発生した話でございますので熊本県にも絶大なるご協力を頂きながら熊本市の水道局も一緒に考えているという状況でございますのでご協力をさせていただきながら進めていきたいというふうに思っております。

会長

よろしいでしょうか。

何か他にありますればお願いいたします。

松岡委員さん、どうぞ。

松岡委員

122頁なんですけれども、「高齢者福祉券交付事業」について、これは城南町だけが行っている事業の1つなんですけれども、近いところで見聞きしておりますが、高齢者の寝たきり防止、あるいは高齢者の社会参加の促進を図るということで非常に小回りの利いた福祉サービス、福祉行政が城南町で行われているわけです。交付の対象にするか、交付の範囲等もございしますが、そういう趣旨目的等から考えて、出来たら城南町が入って熊本市全域でということはなかなか実現が難しいかもしれませんが、ただ、こういったこの小回りの利いた福祉行政というのはどこかでチェックしてほしいなということが一つあるんです。出来れば新市基本計画の中にも入れ込んでもらいたいという気持ちの一つでございます。これからどんどん少子高齢化の時代で非常に高齢者が増えてくるのは目に見えてわかっているわけです。出来れば小回りの利いた福祉行政も考えてほしいというのが本音のところなんです。出来たら是非ご検討いただきたいというふうに思います。

会長

それでは事務局の方からお願いいたします。

事務局

原課ではございませんが、これに関しましてはかなり特殊な事業だというふうに認識いたしております。熊本市全域に拡大するという議論を現在行っておりません、正直に申し上げて。ただ、熊本市として高齢化福祉事業を全くやっていないというわけではございませんので、次回にでも熊本市がどのような取組みをしているのかということをご説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

会長

次回にまた高齢者福祉の制度に関しまして付け加えて説明をさせていただきたいということでございます。

他に何かご意見ございませんか。

それでは、八幡副会長さん。

八幡副会長

ここの法定協ではなくて城南町の検討委員会、あるいは議会の特別委員会あたりで理解をしていただくということがそのようなお気持ちに対して是非熊本市からお出かけいただけたらと思います。

会長

どうぞ、事務局。

事務局

原課の方にそのように伝えておきます。わかりました。そのようにさせていただきます。

会長

他に何かありますればお願いいたします。

それでは、大寫委員さんどうぞ。

大寫委員

115頁の保健衛生事業の中のこの検診についてですけれども、骨粗しょう症検診は熊本市の場合は、女性健康サポートの中で実施していると。前立腺がん検診、超音波検診というのは無いということですが、調整方針としては「5年間現行のとおり継続し、その後の取り扱いについては新市において協議・検討する。」としてありますけれども、現在熊本市の方においてはこういう検診は全くやっていないのですか？

会長

それでは担当課の方からお願いいたします。

事務局（熊本市 健康づくり推進室）

健康づくり推進室でございます。今お尋ねの前立腺がん検診、それから腹部超音波の検診につきましては、現在、熊本市では市の制度としてはやっております。がん検診等につきましては、現在下の方にも記載しておりますが、国の方が指針を出しておりますので指針に沿った項目について実施しているという状況でございます。その他の検診といたしましては肺がん、胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん検診についてはやっておりますし、あと衛生部関係では生活保護者、医療保険に加入してらっしゃらないような方に対する生保者健診、それから保健所においては肝炎ウィルス検査等々はやっているところでございます。

会長

いかがでございましょうか。

大寫委員

病気というのは痛みとか症状が出て病院に行つてわかるということもあるわけですね。私も腹部超音波で胆石が発見されて、胆石も啖呵に詰まって痛みが出てわかる人もいるし、私の場合は全然症状が無かったわけです。43歳で超音波で見ても早く切らないとあぶない、破裂するということで、こういうやつも何かの形で残して検討していただきたいというふうに思っています。以上です。

会長

それでは事務局の方からお願いします。

事務局

「5年間現行のとおり継続する」というふうに打ち切っているのはものではございません。「5年間継続をし、新市において協議・検討する。」ということでございますのでこういうことも新市の方にも取り入れるかどうかということも含めて協議、検討するというふうな調整方針とご理解いただきたいと思います。

会長

改めて今の大島委員さんのご意見も踏まえて上でそういうことで取り扱わせていただきたいと思います。

どうぞ他に何かございましたらお願いいたします。他にございませんか。

(異議なしの声)

会長

他にないようでありますれば次と思いましたが、少し時間も経過しておりますので一旦休憩を入れましょうか。あと2項目ではございますが。

では、5分ぐらい休憩ということで休憩を取らせていただきます。16時に再開いたしますのでご協力をお願いいたします。

(5分間休憩)

会長

それでは再開をさせていただきます。

協議第19号「健康福祉関係事業(その1)」については他にご意見、ご質問ございませんね。

(異議なしの声)

会長

それでは次に協議項目に移らせていただきます。

続きまして、協議第22号「経済振興関係事業について(その1)」につきまして、事務局からの説明をお願いします。

事務局

資料の125頁をお願いいたします。経済振興関係では8事業につきましてご提案申し上げます。1番から5番までが農業関係でございます。6番から8番が商工業関係でございます。それぞれ個票でご説明申し上げます。

129頁をお願いいたします。農業振興地域整備計画変更の時期についてでございますが、「両市町の計画を引き継ぎ、熊本市の見直し時期に合わせ、新市において調査・統合を行う。」というふうにさせていただいております。

131頁をお願いします。農区长制度でございます。これは熊本市独自の制度でございますが、「新市の事業として継続する。」という調整にさせていただいております。

132頁をお願いします。水田農業推進協議会の負担金でございます。「5年間現行のとおり継続し、その後の取り扱いについては、関係機関と協議・調整を行うものとする。」とさせていただいております。熊本市の場合はJA熊本市さん、城南町はJA熊本宇城さんとそれぞれ協議会を設立されていらっしゃいます。

続きまして133頁でございます。認定農業者協議会の負担金でございます。「5年間現行のとおり継続し、その間、関係機関と調整を図り、熊本市へ統合する。」とさせていただいております。

134頁でございます。農地・水・環境保全向上対策事業でございます。「現事業期間中（平成23年度まで）は、現行のとおり継続する。」とさせていただいております。

135頁から商工業でございます。工業活性化支援事業でございますが、「熊本市の例に統一する。城南町工業振興連絡協議会助成は、5年間現行のとおり継続し、その後の取り扱いについては、関係機関と協議・調整を行うものとする。」とさせていただいております。

136頁をお願いします。企業立地促進事業でございます。「熊本市の例に統一する。ただし、合併時に城南町の条例に基づき指定を受けている企業等については、現行のとおりとする。」とさせていただいております。

最後に中心市街地活性化対策事業でございます。「商工振興活性化補助金は、当分の間現行のとおり継続する。」とさせていただいております。以上でございます。

会長

ただいま説明のありました協議第22号につきましてご意見、ご質問あれば伺ってまいります。いかがでしょうか。

それでは、山下委員さんをお願いいたします。

山下委員

132頁の水田農業推進協議会の負担金についてですけれども、負担金というよりも協議会自体のことになりますけれども、城南町は全ての水田を把握して転作をしております

が、熊本市は届出分のみの把握と聞いております。転作などの割り当てを達成した時の協議会の交付金が違うため案分される農家の交付分が城南町の方が良かったと思うわけでございます。また転作などの管理、計算など宇城農協で行っていきまして一つの自治体にいくつもあっていいのではないかと考えておりますので、5年間のみ継続ではなく、その後も存続できるよう調整をお願いしたいと要望します。また次の会まで平成19年度から平成21年度の産地づくり交付金について熊本市、城南町を比較した具体的な資料を提供していただき説明をお願いしたいと思います。以上です。

会長

今山下委員さんの方からご意見、それからご要望もあったところでございますが、それでは担当課の方からお願いいたします。

事務局（熊本市 農業政策課）

熊本市の農業政策課でございます。今のご質問の件ですけれども、5年間は現行どおりとしてその後関係機関と調整するという調整方針としているところでございますけれども、新市になった時にどこかでは一緒になるというようなそういうようなことも出てくると思いますので、とりあえずは5年間は現行どおりにさせていただいて、その後関係機関、それぞれJAさんも違いますし、それぞれの地域の皆さんの考え方もあろうと思いますのでその時に調整をさせていただきたいというふうには思っております。

それから次回までということで今日資料がありませんので、次回までにはこの比較の資料を作らせていただいて説明をさせていただきたいというふうに思っておりますのでよろしく申し上げます。

会長

よろしいでしょうか。次回までに資料を提出させていただきたいというふうに存じます。

事務局からどうぞ。

事務局

先ほどと一緒に次回までということではなくて、向こうの方で検討会議が行われますのでそれまでに資料をお願いしたいということでよろしく申し上げます。

会長

そういう形でご説明させていただきたいと思います。

どうぞ他に何かありますれば。

それでは、中島委員さんお願いいたします。

中島委員

130頁、私たちは全く初めての件で農区長制ということが出てきましたからこれについて若干質問させていただきます。今城南町では区長が全体をまとめて自治会の会長の役もしていますし、農業を含んだ施策の動きについても区長が今のところされているという状態ですけれども、これを見るとそういう自治会の会長とは別にそういう仕事をされる人がいて、農業関係を農区長がやるというふうに解釈できないでもないですけれども、そのような解釈でよろしいのですか。もっと他に職務としていろいろなものが入っているのですか。

会長

それでは、農区長の制度について説明の方をお願いします。

事務局（熊本市 農業政策課）

農区長の制度ですけれども、熊本市今36農区を設けております。この前合併した富合さんは2つ農区を作らせていただきました。富合が守富と杉合が合併されて富合になられていますのでそれぞれの農区ということでその農区の理事さんを農協の方からご推薦を頂いて農区長という形にさせていただいております。農区長の職務ということでその調査表、個票の中に書いてありますけれども、農政の活動の推進を図るということなんですけれども、具体的には農業振興地域の整備計画というのがございますけれども、その策定であったり変更であったりそういういわゆる農振除外とか用途区分の変更とかいうのがありますけれども、そういう時に農区長さんに意見を聞くとかそういうのがございます。それから生産調整ということでこれの生産調整でその時の会議を開くとか、その辺の打ち合わせをしたりとか、どういうふうに集めようとか、集まっただいてどういうふうの説明会をやるかとか、そういうことで農区長さんと打ち合わせをするとか、そういうことをお願いしているところです。それから補助事業とか出て来た時にその農区で意見を集約していただくとかそういうこともお願いしておりますし、その他農業に関するご意見を頂くというようなその辺のところをお願いしているところでございます。

中島委員

わかりました。大変範囲が広いようなことですが、これは市長さんが農協の理事さんを委嘱するという形とここに書いてありますが、熊本市の自治体で熊本市の農協だったらそれとできるかもしれないけれども、今ご存じのように熊本市の自治体であくまでも宇城市の農協の理事なんですよね。従って、宇城市の農協にはどういうルールになっているかという、私も前監事やったことがありますからわかりますが、年齢が70歳までと、それと公職については分類してくれと。いわゆる農協の理事というのは農協の経営者ですから他の公職とは分類してくれというようなルールがあります。それを委嘱するというこ

とになりますとまた少しスタイルが変わってくるような気がするんですが、一番農家の事を知っていることをやるのはそれは理事を使うのは一番いいかもしれませんが、向こうは向こうのそれだけのルールがありますので、受けてくれればこしたことはないのですが、理事としての向こうとしては農協の経営者になりますので難しい結果を見出すと思うんですね。

そのことが第1とそれから先ほどありました推薦についても例えばみんなをまとめていくのが農区長の役割ではないかと感じたんですが、年齢制限があったり、職務の区分があったりするとなかなかそういった方が引き受けてくれるかどうか、適任者かどうかというのがちょっとここで引っかかったものですからここで質問したんですが、そういう心配は今のところ熊本市の理事さんについては何かそういう問題は出てきていませんか。

会長

それでは事務局からお願いします。

事務局

ただいま農業政策課長がご説明しましたように、資料の131頁をご覧いただきたいと思えますけれども、この35番と36番の杉合、守富これはJA宇城さんでございます。そのJA宇城さんからご推薦いただいて熊本市長が任命したということでJA宇城さんは農区長については公職とは見なしていらっしゃらないというふうに理解をいたしております。よろしいでしょうか。

会長

ということでございますが、旧富合町さんの例をあげてご説明だったのですが、よろしいでしょうか。

他に何かご質問ございませんでしょうか。

栄田委員さん、お願いいたします。

栄田委員

ただいまの農区長に関する関連質問なんですけれども、いまいち城南町に置き換えた時の農区長のイメージというのがわからないのですよね。大体どんな形になりそうなんですか。

事務局

現役の農区長さんがいらっしゃいますので。

会長

では、松村委員さんの方からご発言をお願いします。

松村委員

ただいま事務局から一応説明がありましたけれども、今たしか34農区だったでしょう。36となっておりますが。熊本市は34農区に分かれてあります。ここに地図がありますがけれども、その中で例えば大農区長さんの任命につきましては、一応熊本市農協の農協長が推薦して市長が任命するというような形を取っております。ただ、地元の意向によりまして必ずしも農協の理事さんが兼務しているということにはなっておりません。3か所か4か所の地区は他の方が選ばれて出ております。こんがらがっていると思いますのは、普通、大農区長と呼んでおりますけれども、その中に例えば御幸地区の12農区になっておりますが、その中に9つの町内がございまして各町内に各農区長さんはいるわけです。従いまして、先ほど説明のありました、例えば私の地域で土地改良事業なんかをします場合に、そこで用途変更をする場所が出てきた場合には、熊本市の大農区長会議、さっきありました農政推進協議会の中で大農区長さんたちが集まって地元の大農区長が経過報告をします。その中で皆さんの承認を得るというような格好になっております。それから農振除外ですね。例えば農家の分家住宅とかそういうのが出てきた場合は、地元の農区長さんが一番地域に対して詳しいものですから農振地域に問題が無いかどうか、そういう説明をした上で全部の区長さんたちの承認を得るという格好を取っております。それで大農区長さんと地域の町内の農区長さんはいつも地域においては農区長会議を開きながらいろんな地域の農区の問題なんかを検討会なんかをやっている状態です。ご理解いただけましたでしょうか。

会長

今農区長さんの役割も含めて松村委員さんの方からご説明ございましたが、栄田委員さん、あるいは中島委員さんいかがでございましょうか。

中島委員

農業委員と農区長さんの仕事をする時に摩擦はないのですか。

会長

農業委員と摩擦が無いかどうかですか。

森委員

その中には会長は農振除外のときには会議には一緒に入ります。案内がありますから。しかし、ほとんど一体となりますよ。いろいろ部落の中である時も、農業委員は必ず農区

長さんと大農区長さんと我々一体となります。うちあたりは別です。

会長

熊本市内でもいろいろと地域によって事情が異なるようでございます。
栄田委員さん、どうぞ。

栄田委員

質問がくどくなって申し訳ありません。大農区長さんというのがこの熊本市36にいらっしやるわけですね。この下に小農区長さんがいらっしやるということですよ。今のご説明は。下というか同じ御幸なら御幸の中に小農区がありいろいろあるということですよ。それを今の城南に引き換えると区域割りの基本というイメージが今ひとつわからないんですけれども、大体どんな形なんですか？

会長

それは事務局の方からお願いします。

事務局

事務局からのお答えで大変恐縮なんですけれども、わかりやすく城南町を例えますと、現在城南町には杉上、隈庄、豊田3つの校区がございます。それぞれが大農区ということになると思います。従いまして、杉上校区の中には13の集落がございます。その行政区となっております集落がそれぞれ先ほどの言い方で言いますと、小農区という取扱いとなると思います。そういう形の代表として農区長さんがいらっしやる、そのように理解するのかなという方向で私たち事務局もそのように理解しましたけれども。

会長

松村委員さん、どうぞ。

松村委員

大農区長さんと町内の農区長さんの仕事の違いは、地域の農区長さんたちは自分の地域の中のいろんな農道の整備だとか水路の区割をしたり水路の整備をしたりとか、要するに地域と密接な日頃の生活と結びついた仕事を主にやっていると思います。それは城南町もたぶん一緒だと思いますが、大農区長さんは各町内の農区長さんたちといつも農協の中で会議をしながら御幸なら御幸全体でどういうふう将来やっていこうか、例えば先ほどの調整区域だとかそういうものの変更ですとかそういうものが5年に1度見直される場合にはよっていただいて熊本市の中での関係が大農区長さんの方が出席していくというような形を取っています。

会長

ありがとうございました。農区長制度についていろいろご意見出てきているところがございますが、他に何かございますのでしょうか。農区長制度あるいは経済振興関係事業について。

村上委員さん、お願いします。

村上委員

村上です。137頁の中心市街地活性化対策についてちょっとお尋ねしますが、これも商工会に関係しておりますので「商工振興活性化補助金は、当分の間現行のとおり継続する。」となっております。この「当分の間」というのが合併した時に無くなりほしくないかと。前は「5年間は継続する」とかありましたが、これに対して「当分の間」というのがちょっと気になるものですから。これもいろいろなメンバーの方、東家婦人会長さんもこのメンバーのリーダーでございますけれども、いろいろと町をあげてやる時はほとんどこのまちづくりクラブの方々が中心でやっておりますのでできれば「当分の間」を抜いていただくなと思いたしますが。無理な相談だとは思いますが。

会長

それでは事務局からお答えしますか。

どうぞ。

事務局

これは定義があるわけではなくて、ただ5年と切るといような積極的な理由が無いということですね、5年と切るといことではなくて一体化できるまで当分の間やっていきましようということで、私共の認識では色々な長さがあるかなと。5年を超す場合ももちろんあるといような考え方でございます。

村上委員

町の補助40万出ておりますけれども、商工会の方もいろいろとこれに対して協力しておりますので、どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

会長

わかりました。

どうぞ他に何かご意見、ご質問ありますれば。

それでは、松岡委員さんお願いします。

松岡委員

今村上さんの方からお話はありましたけれども、それに関連して137頁です。今話がありましたように城南町はまちづくりクラブでこの事業をやっておられるんですね。昨年が下田のイチョウのライトアップを秋にやったんです。これは宇城の振興局の方と一緒にやって下田のイチョウのライトアップをやられたんですね。これも金額から言うと少額で済んでいるんです。それは今の商工会もそうだし、婦人クラブもそうだし、私たち文化協会もかかわってこれをやったんです。下田のイチョウのライトアップ。それは基本的には中心市街地の活性化を図ろうという基本路線があるわけなんです。だからこれは僕も気になったんです。「当分の間」とはどういう意味なのかなと。だから今説明のあるように一定期間おいてその軌道に乗るまでということなんでしょうけれども、これは僕が一番関心を持っているのが城南町の町中のシャッター通りを絶対無くしたいと思うんです。それはいろんな問題が絡んでいますけれども、これは村上委員もおっしゃったように是非熊本市の新市基本計画の中でもこれは是非取り上げて行ってほしいと。「当分の間」というよりも中身を検討して城南町の町を再生するという意味で、是非お考えいただきたいと思って意見を言いました。以上です。

会長

それでは事務局からお願いいたします。

事務局

新市基本計画はまだお出しはいたしておりませんが、その中に中心市街地活性化という問題は大事でございますので取り入れさせていただくということできさせていただきたいともいます。

会長

他に何かご意見ございませんか。他ございませんか。

それでは次に移ってもよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

会長

それでは次に移らせていただきます。

続きまして、協議第23号「都市建設関係事業について(その3)」につきまして、事務局からの説明をお願いします。

事務局

139頁をお願いいたします。都市建設関係事業でございます。1番が市道の整備についてでございます。これは市道の中でも集落内道路の新設、改良でございます。

2番が道路後退による後退部分の取扱い、それと公共下水道受益者負担金の取扱いでございます。個票でご説明申し上げます。

142頁をお願いいたします。集落内道路の新設・改良につきましては、熊本市と城南町では整備手法が違います。従いまして、現在城南町で整備計画をお持ちの集落内道路につきましては5年間の経過措置を設定させていただきたいと思っております。その後、熊本市に統一をさせていただきたいと思っております。

143頁をお願いします。道路後退による後退部分の取扱いでございます。熊本市では建築基準法で定めます道路の後退部分の取扱いについては寄付採納の申し出があれば受納しており、分筆・所有権移転登記費用等は全て熊本市で行っております。このような制度を合併をいたしましたら熊本市の例に統一させていただきたいというふうに考えております。

114頁が下水道の受益者負担金でございます。これも制度に違いがございます。1番で書いてございますように、熊本市は㎡あたり200円、城南町さんは基本額の11万+地積額×100円/㎡という積算で受益者負担を頂いていらっしゃいますけれども、相違点と課題の中ほどに書いてありますように、800㎡以下の土地面積については、熊本市が有利となり、800㎡を超える宅地につきましては熊本市の方が高額になります。800㎡以上の宅地というのはそうたくさんはないというようなこともございまして「熊本市の例に統一する。」という調整方針にさせていただいております。以上でございます。

会長

ただいま説明のありました協議第23号について、何かご意見、ご質問があれば伺ってまいります。いかがでしょうか。ございませんでしょうか。

それでは次の協議項目に移ってもよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

会長

それでは次に移らせていただきます。

続きまして最後になるかと存じますが、協議第24号「教育関係事業について(その2)」につきまして、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

145頁でございます。教育関係では4件ご提案を申し上げたいと思っております。それぞれ

個票でご説明申し上げます。

149頁をお願いします。体育指導委員の取扱いでございます。これはまず組織につきましても、「5年間現行のとおり継続する。」とさせていただきたいと思っております。ただし、報酬の額につきましても、「熊本市の例に統一する。」とさせていただきたいと思っております。

150頁をお願いいたします。各種体育施設の取扱いでございます。熊本市、城南町記載のとおりそれぞれ体育施設を持っておりますけれども、管理の方法につきましては「熊本市の例に統一する。」とさせていただきます。ただし、「料金は現行のとおり継続する。」という調整をさせていただきたいと思っております。

152頁をお願いします。運動施設予約・案内システムでございます。これは「熊本市の例に統一する。」とさせていただきます。「ただし、5年間は城南地域内の運動施設（学校体育施設を除く）について旧城南町住民の先行予約を認める。」という調整とさせていただきます。

最後の図書館行事でございますが、城南町独自の事業でございますブックスタート事業については、「5年間現行のとおり継続する。また、城南町の童話発表会は、熊本市立図書館行事として統合し、その他の行事は継続する。」という調整にさせていただきます。以上でございます。

会長

ただいま、事務局から説明がありました協議第24号につきまして、ご意見、ご質問があれば伺ってまいります。いかがでしょうか。

岩下委員さん、どうぞ。

岩下委員

152頁です。運動施設予約・案内システムについて、この合併協議会の調整方針では「運動施設（学校体育施設を除く）」と書いてあります。ここの部分です。この「学校体育施設を除く」というのを除いてほしいです。これがどういった理由でこういう形になっているのかを一つはお聞きかせいただきたい。

利用状況を把握されているのかどうか。この2点についてまずはお尋ねをいたします。

会長

それでは担当課の方からお願いいたします。

事務局（熊本市 社会体育課）

社会体育課でございます。まず学校施設につきまして「学校体育施設を除く」について

記載しているものにつきましては、体育施設と公施設と学校施設に分かれておりますが、学校施設につきましては、「熊本市の例に統一する。」ということでの調整とさせていただいております。ただし、「学校体育施設を除く」と書いてございますが、熊本市の例では小学校の体育施設を使用する場合、体育協会所属のチームは年間で優先確保を行っております。城南町での現在で利用されていらっしゃる方々が体育協会の所属であれば優先して利用が可能であるということでお伝えしましてご理解いただきましてこういう調整にさせていただいたところでございます。

会長

いかがでございましょうか。

岩下委員

学校施設でどれくらいの活用があるか。

事務局（熊本市 社会体育課）

学校施設の活用でございますか。

岩下委員

学校体育館は4つしかないんですけれども、人数です。どれくらいの方が利用されているのか。

会長

それは城南町さんの方から。

岩下委員

いや、もちろん私は把握しているんですけれども。

事務局（熊本市 社会体育課）

小学校、中学校とも夜間開放ということで熊本市の場合は19時半から21時半をやっておりますが、城南町さんの方では時間が確かもうちょっと長く取られておりまして活動は盛んにやっていると聞いております。人数の方はちょっと確認はしておりませんが、結構盛んにやっていると聞いております。

岩下委員

人数くらい確認していただかないと困るんですけども、町の方では確認していますよ。中学校1校、小学校3校ありますよね。平成20年度2月までは出ておまして1万9,283名の方がご利用なんですね。1万9,283名というのは城南町の人口と一緒になんですね。ですからかなりの方がご利用させている。もちろん延べですから全員が使っているのではなくて同じ方が使われているということになるんですけども、特に田舎の場合は、熊本市内と違って楽しみというのもそんなに何でもないんですよ。だから婦人会の方とかスポーツをやる方が本当の楽しみで使っているわけです。こういうことが学校だけ除いていただくのではなく、同じようにやっていただくとありがたいですよ。そうでないと今現在使っている方が使いにくくなるということになりますよね。ですから是非それはそのようにお願いしたい。

会長

事務局の方からお願いします。

事務局

これは城南町さんのご要望で「除く」という一文を入れたと聞いております。

岩下委員

それは私は聞いていないんですけども。

会長

城南町さんの方から言っていた方がいいかと思いますが。

事務局（城南町 社会教育課）

社会教育課でございます。城南町から「除く」と言ったことはないと思います。これについては、5年間は現行とおりで継続をしてほしいということで要望をしたということを聞いております。以上です。

会長

それでは熊本市側からお願いします。

事務局（熊本市 社会体育課）

社会体育課でございます。城南町さんにご説明した時に、富合町さんの例ですとか益城町さんの例ですとか植木町さんの例を出しまして、富合と益城両町におきましては、学校施設を除かせていただいておりますと。これにつきましては、先ほどのご説明申し上げま

したように体協ですとかいろいろな形で地域のチームとなれば年間で優先確保ができますのであまり支障が出るようなチームの方はいらっしゃらないのではないだろうかということ、富合町さん、益城町さんについてはご理解していただいて、そういったことをお話ししたところ城南町さんの方もご理解していただいて「除く」ということで今のところ調整させていただいたところでございます。

岩下委員

それはどちらが正しいんですか。そういうことは私たちも聞いておりません。

事務局

どうも今話を聞いていますと、熊本市の事務局の方が間違っていたというようでございまして、私共の方で作業部会の中でご説明した結果、ご理解いただいたというのが1番正しいのだらうと思います。たぶんそれで具体的な弊害が起きるかとかそういうことをご心配と思いますのでそこら辺につきましては次回までに検討させていただきたいと思えます。

岩下委員

こちらはこちらで検討いたしますのでよろしく申し上げます。以上です。

会長

再度作業部会の方で検討するということをご了解いただきたいと思います。

他に何かございますか。他ありませんでしょうか。

(なし、との返答)

会長

それでは他無いようでありますれば本日提案分の協議項目につきましてはこれをもって終了とさせていただきます。

それでは、次第4「その他」となっておりますが、何かございませんか。

前田委員さん、どうぞ。

前田委員

熊本市と城南町の合併協議会も折り返し点に来たのではなかろうかと思えます。委員さんも交代された方もいらっしゃいますし、また再度勉強会をするならば次回の終了後にも是非計画していただきたいと思います。

会長

勉強会をということでございますのでその辺はわかっております。副会長さんあたりとも相談しながらそのあたりは検討させていただきたいと思っております。

他何かご意見ありますでしょうか。

それでは、事務局から何かありますか。

事務局

次回開催予定でございますけれども、平成21年4月28日の午後に予定させていただいております。

会長

次回開催予定は4月28日金曜日の午後に予定しているということでございますので、お忙しいと思いますが、日程調整の方をよろしくお願い申し上げたいというふうに存じます。

他ございませんでしょうか。

それでは、他無いようであれば本日の議事はすべて終了とさせていただきます。委員の皆様には、長時間にわたりましてご協力を心から感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

司会

それでは、最後に閉会の言葉を、当協議会副会長の八幡城南町長にお願いしたいと思います。

八幡副会長

第5回の熊本市・城南町合併協議会、だいぶん回数を重ねてきまして要領がわかったと言いますか、当初よりはだいぶんスムーズ行ったようでございます。ただ、内容的に私共と違う制度で中身がわからないということで、そういう点で質問もだいぶんあったようでもありますし、また城南町側に課題がありまして水道の事などいろいろ今日も出ましたけれども、これは町内の事がもともと気にしておりますことでなかなか簡単にはいかないというようなことでちょっと手間取ったこともありました。いずれにいたしましても、今日提案の分原案どおりご承認いただきました。1部継続とかありましたが、ご承認いただきました。今回提案分も8項目ということで大分多ございまして時間もとりましたが、皆さん方のご協力で全案件終わることが出来ました。また今後政令市に向けましてお互い良い関係が続いて、そして良い合併が出来れば町民にとってもそれが1番良いのではないかと考えております。そういうことで今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上を持ちまして第5回熊本市・城南町合併協議会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後4時45分 終了

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成21年4月28日

署名委員 上村 恵一

署名委員 桑田 真一